

# 実包等管理帳簿

自	年	月	日
至	年	月	日

保管期日	年	月	日
帳簿は、最終記載日から3年間保存してください。			

住 所	
氏 名	
電話番号	

《帳簿記載は銃砲刀剣類所持等取締法第10条の5の2で義務付けられています。受払の都度記帳してください。》

※ 猟銃等所持許可の更新期間は、許可を受けた日から3回目の誕生日の2ヶ月前から1ヶ月前までの間です。